

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇59年度予算概算要求枠

政府は7月12日、昭和59年度予算概算要求について、歳出の節減合理化、歳入の見直しを図る旨閣議了承した。主な内容は以下のとおり。

1. (1) 昭和59年度概算要求額については、各所管につき、昭和58年度予算における経常部門経費の予算額から10%を削減した金額と投資部門経費の予算額から5%を削減した金額との合計額の範囲内にとどめるものとする。
  - (2) ただし、
    - (イ) 人件費に係る義務的経費の増および各種年金についての制度の成熟化に伴う増については、上記(1)に加算するものとする。
    - (ロ) また、政府開発援助に必要な経費、石油税財源の「石炭ならびに石油および石油代替エネルギー対策特別会計」へ繰入れに必要な経費および国際条約の実施に伴い必要とされる既国庫債務負担行為等の昭和59年度歳出化に係る経費についても、極力上記金額の限度内で要求するよう努めるものとするが、これにより難い部分を生じた場合には、一部限度を超えて要求することもやむを得ないものとする。
  - (3) なお、上記(2)の事項の経費、補充費途として指定されている経費等および予備費の昭和58年度予算額に相当する金額については、上記(1)の計算上、削減対象からは除外するものとする。
  - (4) また、上記による金額が昭和58年度予算額を下回る所管にあっては、その下回る金額の2分の1相当額をこれに加算することもやむを得ないものとする。
- (注) 国家公務員の定年による退職の制度の実施(昭和60年3月31日施行)に伴う退職手当の増等については、上記による金額に加算できるものとする。

2. 各省庁においては、上記の金額の範囲内で、概算要求の積算を適正に行うとともに、各種施策について臨時行政調査会による改革方策の着実な実施を図

るなど、法律改正を要するものを含め制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に織り込むこととし、

- (1) 補助金等については、別紙基準により、徹底的な見直しを行い、その整理合理化を引続き積極的に推進するものとする。
  - (2) また、行政の簡素・効率化を一層推進することとし、引続き一般行政経費の抑制を徹底するとともに、定員および機構の要求は厳しく抑制する。なお、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策についても、厳にこれを抑制する。
  - (3) 公共料金等については、公共企業体等の経営の徹底した合理化を進めつつ、受益者負担の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。
3. 予算編成作業を円滑に進めるため、概算要求の提出については、8月末日の期限を厳守することとする。
 

なお、特別の事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、既要求額との合計額を上記1の限度額の範囲内にとどめるものとする。

### ◇昭和58年度産米の政府買入価格引上げ

政府は7月15日、58年度産米政府買入価格を、基本米価で60kg当り18,266円と前年買入価格(17,951円)比1.75%引上げを決定した。

### ◇証券金融会社の貸付金利引上げ

証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引上げ、7月28日より実施した。

#### 公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変 更 後	変 更 前
国 債 担 保	6.50	6.25
その他公社債担保	6.75	6.50

### ◇57年度一般会計決算

大蔵省は7月30日、昭和57年度一般会計決算を発表した。おもな内容は以下のとおり。

(単位・億円)

歳入決算額 (A)	480,012
歳出決算額 (B)	472,450
歳計剰余金 (C)=(A)-(B)	7,562
前年度以前剰余金使用残高(D)	17
歳出繰越額 (E)	5,540
歳出繰越額控除後の当該年度 新規発生剰余金(F)=(C)-(D)-(E)	2,004
特定財源等要精算額 (G)	532
決算剰余金(財政法6条の純 剰余金) (F) - (G)	1,471

(注) 1. (F)の内訳は以下のとおり(補正予算比、単位・億円)。

歳入増減(△) △ 417  
 税収 331  
 税外収入 2,253  
 国債 △ 3,002  
 歳出不用 2,422

2. 単位未満切り捨てのため合計額と必ずしも一致せず。